

発議第12号

平成24年12月21日

幕別町議会議長 古川 稔 様

提出者	幕別町議会議員	藤原 孟
賛成者	幕別町議会議員	牧野 茂敏
賛成者	幕別町議会議員	中橋 友子
賛成者	幕別町議会議員	斉藤喜志雄
賛成者	幕別町議会議員	前川 雅志

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

幕別町議会委員会条例（昭和62年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第7条第1項を次のように改める。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

第12条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「議会の」を「議長の」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。